

**令和2年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出をされる人へ
のお願い**

5年に一度、国勢調査の行われる年度には、「人口動態調査(職業・産業)」の実施に伴い、職業(死亡届には産業も)の記入をお願いしております。

「人口動態調査」は厚生労働省が実施しており、調査結果は、各施策のための重要な基礎資料として活用されています。人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

対象 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚

調査方法 各届書の届け出をされるときに、それぞれ職業をご記入ください。届け出をする市区

町村役場の窓口(職業・産業例示表)を備え付けていますので、ご参考の上、記入をお願いします。また、わからない場合は窓口でお尋ねください。

問 市役所1階市民課

TEL25-5022

(市民課)

市税などがスマホアプリ決済で納付できるようになりました

次の提携アプリから納付書のバーコードを読み込むことで、いつでもどこでも納付ができます。
提携アプリ PayPay、LINE Pay請求書支払い

対象料金など 市税(市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割))、国民健康保

険料、後期高齢者医療保険料、保育所(園)保育料および公立保育所副食費、介護保険料

注意事項 スマホアプリ決済での納付は領収書が発行されません。アプリの利用履歴で確認してください。領収書が必要な人は、別の納付場所を利用してください。また、次の納付書はスマホアプリ決済が利用できません。

- 取扱期限が過ぎたもの
- バーコードが印字されていないもの
- 1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- 金額が訂正されているものや、破損や汚損などでバーコード情報が読み取れないもの

問 市役所1階税務課(12番窓口)

TEL25-5014 FAX25-0940

(税務課)

亀岡市では下表の市税をPayPay、LINE Payでお支払いいただけます

	4月30日(木)	6月1日(月)	6月30日(火)	7月31日(金)	8月31日(月)	9月30日(水)	11月2日(月)	11月30日(月)	12月28日(月)
軽自動車税(種別割)	全期	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税・都市計画税	—	第1期	—	第2期	—	第3期	—	第4期	—
市・府民税(普通徴収)	—	—	第1期	—	第2期	—	第3期	—	第4期

- ▶各納期限内の納付をお願いします。
- ▶納期限を一定経過して未納となった市税については、京都地方税機構で滞納整理事務を行います。
- ▶市税は、それぞれ納税通知書や決定通知書で税額をお知らせします。

市税の納付には、口座振替を利用してください

- ◆手続きに必要なものは
 - ①市税の納付書または通知書 ②預貯金通帳(キャッシュカード)
 - ③口座の届出印
- ◆手続きの窓口は
市役所、または次の口座振替取扱金融機関です。
- ◆口座振替ができる金融機関は
京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都農業協同組合、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、みずほ銀行、三菱UFJ銀行
- ※令和3年3月31日三菱UFJ銀行の口座振替の取り扱いが終了します。
- ◆口座振替分の領収証書は
市税の種類別に、それぞれ最終納期分を振替後、年1回にまとめて送付します。期別の振替は、預貯金通帳で確認してください。

市税に滞納があると一部の行政サービスを利用できません

行政サービスの申請時に「納税(完納)証明書」の添付が必要になる事業があります。例えば、ごみ減量化・リサイクル機器購入費補助金や家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金の交付申請などです。
これは、税負担の公平性を確保し、市民の納税意識を高めるため、市税に滞納がある人に対して、補助金交付など一部の行政サービスの利用を制限しようとするものです。

クレジットカードで市税が払えます(納付書をお持ちの人に限り)

- ◆対象となる市税
軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、市・府民税(普通徴収)
- ◆クレジットカードでの納付可能な期間は納期限までです。
- ◆手順については次の納付サイトに従って進めてください。
「yahoo公金支払」<https://koukin.yahoo.co.jp>
- ※支払額に応じた決済手数料が必要となります。
- ※クレジットカードでは領収書は発行されません。

新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な人へ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することが困難である場合には、法令および条例に基づき納税を猶予する制度がありますので、**問**まで相談してください。
- ◆影響の具体例
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者の人が営む事業について、やむを得ず休業した場合。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者の人が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合。

問 市役所1階税務課収納係(12番窓口) TEL25-5014

(税務課)

咳やくしゃみが出るときは、ティッシュなどで口を覆いましょう